

新潟市私立幼稚園父母負担軽減補助要綱

	昭和 53 年	4 月	1 日
改正	昭和 55 年	6 月	17 日
改正	昭和 61 年	7 月	15 日
改正	平成 2 年	4 月	1 日
改正	平成 6 年	6 月	1 日
改正	平成 10 年	6 月	1 日
改正	平成 15 年	2 月	1 日
改正	平成 18 年	4 月	1 日
改正	平成 27 年	4 月	1 日
改正	平成 30 年	4 月	1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、私立幼稚園に在園している者の父母等に対して補助金を交付することにより、その負担を軽減することを目的とする。

(支給の対象)

第 2 条 補助金の支給の対象となる者は、各年度の 3 月 1 日現在において私立幼稚園（ただし、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する、施設型給付費の支給に係る施設としての確認を受ける幼稚園（以下「新制度幼稚園」という。）を除く。）に在籍する幼児の保護者であって、本市に住所を有するものとする。

2 前項に規定する「保護者」とは、私立幼稚園に在園する幼児の父、若しくは母又は現にその子弟を扶養している者をいう。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、私立幼稚園に在園する幼児 1 人について、以下の補助限度額を比較し、いずれか低い方の額とする。

(1)在園月数による限度額

当該年度における在園月数×750 円

(2)幼児教育無償化による限度額（就園奨励費補助金の限度額が 308,000 円である者に限る。）

0 円

(3) 就園奨励費補助金による減免後の保育料負担額と、新制度幼稚園の1号認定児童であった場合の利用者負担額の比較による限度額。

$$\text{保育料月額} \times \text{在園月数} + \text{入園料} - \text{就園奨励費補助金減免額} \\ - 1 \text{号認定利用者負担額} \times \text{在園月数}$$

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和55年6月17日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和56年7月15日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する